

事務連絡

令和2年4月10日

各居宅介護支援事業所管理者様

下松市健康福祉部長寿社会課長

新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえたケアマネジメントについて（通知）

標記の件について、すでに「令和元年度下松市居宅介護支援事業者集団指導」資料でお伝えしたところですが、今般、下記のとおり、内容を整理しましたので、お知らせします。

また、本取扱いは、当面の間のものであり、終了する場合は、あらためてお知らせします。なお、講じた代替措置や経緯等の記録は必ず残してください。

なお、居宅に訪問する場合は、別添の「新型コロナウイルス対応状況チェックリスト」を参考にし、感染拡大防止に努めてください。

記

1 アセスメント及びモニタリングについて

アセスメント及びモニタリングを行うにあたり、利用者から新型コロナウイルス感染症対策として、利用者宅への訪問を拒否された場合等のほか、感染拡大防止のため、事業所の判断で利用者の同意を得て、利用者の居宅を訪問することなく、行ったとしても運営基準減算の対象とはしない。

ただし、利用者の生活に支障がないようにする観点から、利用者の状態等の把握のため、電話等でのヒアリング等を実施し、記録として経緯や内容等を記録することは必要である。

2 サービス担当者会議

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールを活用するなどにより、柔軟に対応して差し支えない。

3 居宅サービス計画の説明、同意、交付

当面の間、感染症予防のため、利用者宅に訪問することなく、郵送等で計画書を送付し、電話等で内容を説明し、同意を得、計画書を返送してもらい、その経緯等を記録することで運営基準減算とはしない。

4 特定事業所加算

特定事業所加算の算定要件である他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を計画していた場合、延期または中止にしたとしても、その経緯を記録することで、算定要件を満たしているとして取扱う。